

## 独立社外役員の独立性に関する基準

イオン北海道株式会社

1. 本人が、現在または過去3年間において以下に挙げる者に該当しないこと

- ① 当社の業務執行取締役、執行役、執行役員、使用人（以下、業務執行者（注1）という。）であり、または過去において業務執行者であった者
- ② 当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役であり、または過去において業務執行者であった者
- ③ 当社の親会社の監査役であった者（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
- ④ 当社の兄弟会社の業務執行者であり、または過去において業務執行者であった者
- ⑤ 当社の主要株主（注2）またはその業務執行者もしくは当社が主要株主である会社の業務執行者であった者
- ⑥ 当社の主要な借入先（注3）の業務執行者であった者
- ⑦ 当社の主要な取引先（注4）の業務執行者であり、過去において業務執行者であった者
- ⑧ 当社の会計監査人の代表社員、社員、パートナー、または従業員であった者（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
- ⑨ 当社から役員報酬以外に多額の金銭（注5）その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- ⑩ 当社から多額の寄付等（注6）を受ける組織の業務執行者（当該寄付等を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- ⑪ 上記①～⑩に該当する者の配偶者、2親等以内の親族、同居の親族または生計を一にする者
- ⑫ その他、独立社外役員として当該人物の人格、識見等に照らし、当社の十分な独立性を有する者を社外取締役候補者とすることができる。

(注)

- 1: 「業務執行者」とは、執行役もしくは業務執行取締役または執行役員もしくは部長格以上の上級管理職にある使用人をいう。
- 2: 「当社の主要株主」とは、総議決権数の10%以上を保有する者をいう。
- 3: 「当社の主要な借入先」とは、当社の総資産の2%以上に相当する金額の借入先をいう。
- 4: 「当社の主要な取引先」とは、当社との取引の支払額または受取額が、当社または取引先の連結売上高2%を占めている企業をいう。
- 5: 「多額の金銭」とは、その価額の総額が、過去3年間の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該団体の総収入の2%以上の額の金銭をいう。
- 6: 「多額の寄付等」とは、その価額の総額が、過去3年間の平均で1,000万円または当該団体の総収入の2%のいずれか大きい額を超える寄付等をいう。

2016年4月13日 制定